

令和6年度熊本県社会的養育推進計画進捗状況評価報告書(概要)

1 進捗状況評価の考え方

(1) 計画の進捗状況評価の目的

本県では、子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「熊本県社会的養育推進計画」(対象期間:R2～R11)(以下「計画」という。)に基づき取組みを推進しており、目標達成に向けて、進捗状況評価を行うことを目的とする。

(2) 進捗状況評価の方法

計画に記載された施策等に対する取組状況について、計画策定時点からの進捗状況を4段階で評価するとともに、今後の取組みの方向性等を整理する。

※4段階評価 目標達成:「★」、前進:「➡」、現状維持:「➡」、後退:「➡」

2 令和6年度進捗状況評価の結果

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組み(意見聴取・アドボカシー)【計画P15～P16】

	具体的取組み	進捗状況
評価 施策 結果の	子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進 ・児童相談所が児童養護施設及び障がい児施設等へ定期的に訪問し、個別面談により養育状況等を確認 ・施設等における意見箱の設置や令和4年度から児童養護施設の子どもたちで構成する「こども会」を開催して意見を聴取して、フィードバックを実施 ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会を、子どもの申立てに応じて調査員申する機関に位置づけ、権利擁護の体制を整備	➡
	子どもの権利擁護、アドボケイトの育成 ・児童相談所や施設職員、里親等を対象とした子どもの権利擁護の研修を実施し、制度の啓発を推進 ・アドボケイト養成講座を開催し、登録アドボケイトを37名確保	➡
	アドボケイト導入に向けての検討 ・県は令和4年度から、市は令和5年度からNPO法人トナリビトに委託して子どもの権利擁護推進モデル事業を開始 ・一時保護所や児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院にアドボケイトが定期巡回し、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築	★
総合的な 評価	・児童相談所や児童養護施設等を対象とした研修等を実施し、意識醸成を図った。 ・アドボケイトの養成やアドボケイトの派遣による意見表明支援の取組みをモデル的に実施するなど、子どもの権利擁護の取組みを着実に推進している。	
今後の取組 みの方向性	・各種研修の実施により関係者への子どもの権利擁護の意識を高めるとともに、改正児童福祉法に基づく意見表明等支援事業として、対象施設への定期巡回を継続するなど、子どもの権利擁護の取組みを推進する。	

(2) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み【計画P17～P18】

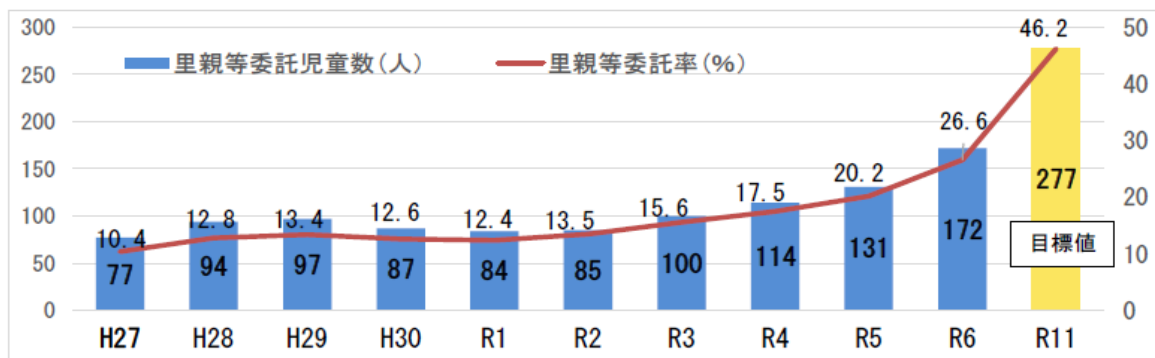
評価結果の 施策毎の	具体的取組み		進捗状況
	1	子育て世代包括支援センター (R7.3.31)44市町村、5区 (R6.3.31)44市町村、5区	★
	2	市区町村子ども家庭総合支援拠点 (R7.3.31)43市町村、5区 (R6.3.31)41市町村、5区	➡
	3	要対協の活性化(調整担当者の配置) (R7.4.1)44市町村、5区 (R6.4.1)44市町村、5区	★
	4	要対協調整担当者研修 令和6年5月実施	➡
	5	要対協調整担当フォローアップ研修 実施なし	➡
	6	児童相談所初任者研修(市町村職員も受講可) 令和6年4月実施	➡
	7	市町村児童福祉主管課長会議 実施なし	➡
	8	児童相談所での市町村職員実地研修 令和6年10～11月実施	➡
	9	児童養護施設等での市町村職員の研修(措置児童への理解促進) 令和6年10～11月実施	➡
	10	家庭児童相談部門の研修(熊本市) ・調整担当者研修受講者:19名	➡
総合的な評価		・市町村への個別訪問等により、子ども家庭総合支援拠点や改正児童福祉法の施行を見据えたこども家庭センターの設置促進を図った。 ・市町村職員の人材育成や専門性の向上を図るとともに、市町村と児童家庭支援センターとの連携会議を実施し、連携強化を支援した。	
今後の取組みの方向性		・令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、設置が努力義務化されたこども家庭センターの全市町村の設置を目指す。(R7.5.1現在 43市町村 5区役所設置済)	

(3) 里親等への委託の推進に向けた取組み【計画P22～P28】

里親等委託児童数、里親等委託率

(各年度3月31日時点)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
里親等委託児童数(人)	77	94	97	87	84	85	100	114	131	172
里親等委託率(%)	10.4	12.8	13.4	12.6	12.4	13.5	15.6	17.5	20.2	26.6
里親委託率前年比	-	+2.4	+0.6	-0.8	-0.2	+1.1	+2.1	+1.9	+2.7	+6.4

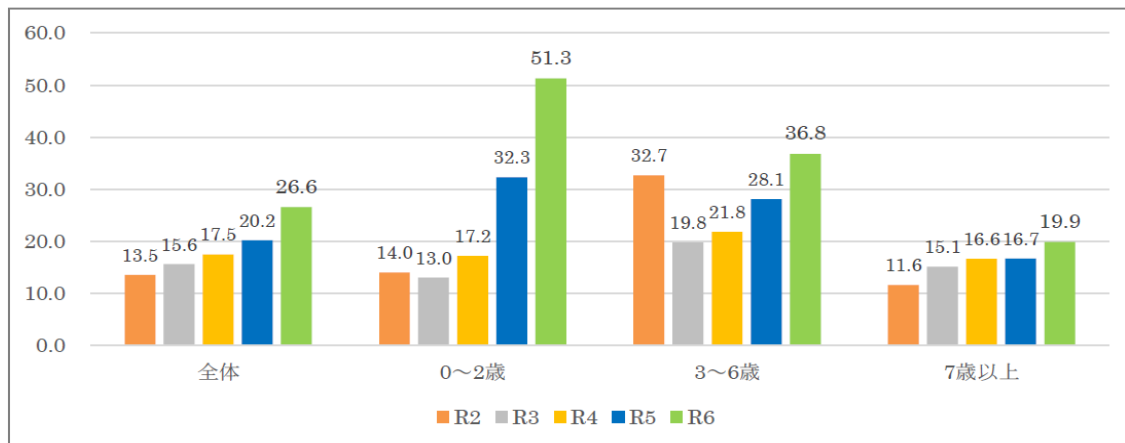


里親等委託率（年齢別）

年度		全体	0～2 歳	3～6 歳	7 歳以上
R2	里親等委託児童数	85 人	8 人	16 人	61 人
	施設等措置児童数	546 人	49 人	33 人	464 人
	里親等委託率	13.5%	14.0%	32.7%	11.6%
R3	里親等委託児童数	100 人	7 人	17 人	76 人
	施設等措置児童数	542 人	47 人	69 人	426 人
	里親等委託率	15.6%	13.0%	19.8%	15.1%
R4	里親等委託児童数	114 人	10 人	22 人	82 人
	施設等措置児童数	538 人	48 人	79 人	411 人
	里親等委託率	17.5%	17.2%	21.8%	16.6%
R5	里親等委託児童数	131 人	20 人	32 人	79 人
	施設等措置児童数	518 人	42 人	82 人	394 人
	里親等委託率	20.2%	32.3%	28.1%	16.7%
R6	里親等委託児童数	172 人	39 人	43 人	90 人
	施設等措置児童数	474 人	37 人	74 人	363 人
	里親等委託率	26.6%	51.3%	36.8%	19.9%

○里親等…里親、ファミリーホーム

○施設等…乳児院、児童養護施設



里親の登録状況

（各年度3月31日時点：世帯）

	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
里親 登録 の種 別	養育里親	109	126	137	135	142	150	187	222	250	304
	再掲)専門里親	18	19	19	20	20	18	16	14	17	44
	養子縁組里親	62	68	51	62	69	77	85	87	103	118
	親族里親	3	3	4	4	3	5	6	7	9	8

評価結果の 施策毎	具体的取組み		進捗状況
	1	熊本モデル・フォスタリング業務体制の構築 ・児相、里親支援センター、各施設の里親支援専門相談員と、定期的に委託児童の情報共有し、里親家庭への支援充実に向けた検討を実施 ・里親委託等推進委員会を年2回開催し、里親委託率等の目標や達成状況についての協議を実施	
	2	更なる登録里親の増加 ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員による県内全域でのリクルートの実施 ・令和6年度末現在、363世帯が登録	
	3	ファミリーホーム設置への支援、新規開設 ・ファミリーホーム設置希望者への説明及び適切な支援を実施し、新たな設置に繋がった ・令和6年度末現在、10箇所設置	
	4	里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実 ・里親支援センターと里親協議会、里親支援専門相談員との連携による各地域でのサロンの開催や、グループワークを取り入れた研修会等を実施し、相互交流を支援	
	5	熊本県里親協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホーム支援 ・里親支援センター、里親支援専門相談員、里親協議会が連携し、サロンを開催 ・施設におけるレスパイト・ケア受入れの実施 ・月1回、ファミリーホーム協議会による定例交流会を実施	
	総合的な評価 ・児童相談所単位で設置した里親支援センターを中心に、里親支援専門相談員、里親協議会、児童相談所が連携した支援を実施し、里親委託率が向上した。 ・登録里親も着実に増加しており、各地域において相互交流のための交流会やイベント等を各地域において積極的に開催した。		
今後の取組 みの方向性		・令和6年4月から新たに設置した「里親支援センター」と関係機関における役割分担により、関係機関と連携した更なる委託里親や児童への支援の充実を図り、里親委託率の向上を図る。 ・サロンや研修等への参加者が固定化されつつあり、新たなアプローチ等を検討する必要がある。	

(4) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組み

【計画P29～P30】

評価結果の 施策毎	具体的取組み		進捗状況
	1	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 ・特定妊婦等に対する産前・産後母子支援事業による相談支援や、居場所の提供等による支援を実施 ・里親協議会内の特別養子縁組の会「いちごの会」においてサロンを実施	
総合的な評価 ・特定妊婦等に対する相談支援や居場所の提供等により特定妊婦の把握や相談支援等、支援体制の強化を図った。 ・特別養子縁組の会「いちごの会」において、相互交流を図るとともに、特別養子縁組成立後の支援体制等に係るニーズや課題を把握した。			
今後の取組 みの方向性		・特定妊婦等に対する支援に向けて、市区町村や福祉事務所等との連携を強化する必要がある。 ・特別養子縁組家庭に対して必要な支援を行うため、児童相談所と民間あっせん機関との情報共有等について検討する必要がある。	

(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

【計画P31～P36】

評価結果の 施策毎	具体的取組み		進捗状況
	1	施設の小規模かつ地域分散化の推進 ・地域小規模児童養護施設を令和5年度に4カ所開設し、計31カ所設置 ・補助金に関する情報提供や助言を実施	
	2	施設の小規模かつ地域分散化のための人材育成、人材確保 ・令和4年度から児童養護施設等人材確保・育成事業の実施による無資格者雇用時の費用を助成 ・補助金に関する情報提供や助言を実施	
	3	施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進 ・ショートステイ、トワイライトステイ、病児・病後児保育利用者を積極的に受け入れ ・施設の多機能化として令和3年度までにフォスタリング機関、児童家庭支援センター、一時保護専用施設等を開設済み	
	4	高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保 ・各施設等における人材育成計画の策定や階層別研修を実施 ・県において児童養護施設等職員を対象とした資質向上のための研修を実施 ・児童養護施設等人材確保・育成事業の実施による無資格者雇用時の費用を助成	
	5	児童家庭支援センターの機能拡充 ・令和3年度までに県内8カ所に設置した児童家庭支援センターによる市町村への支援 ・市町村説明会の開催や各種会合等の機会を活用した周知啓発による市町村との連携強化	
	6	フォスタリング機関の設置検討 ・令和6年度に里親支援センターを県内3カ所に設置し、里親委託等を推進 ・児童相談所、里親支援専門相談員、里親協議会等の連携を強化	
	7	一時保護専用施設の設置検討 ・令和3年度までに中央児童相談所管内及び八代児童相談所管内において一時保護専用施設（開放型）を設置済み	
	8	児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み ・清水が丘学園について、改築整備基本計画に基づき児童棟工事を実施	
	9	母子生活支援施設の取組み ・広域入所促進事業等を実施するとともに、令和5年度から、モデル事業として親子で宿泊しながら相談支援を受けることができる親子入所等支援事業を実施	
総合的な評価		・小規模グループケア施設や地域小規模児童養護施設を増設するなど、小規模化、地域分散化を図るとともに、ケアニーズの高いショートステイ等市町村事業を受託するなど、多機能化等の取組みを推進した。 ・県内全域で市町村・児童家庭支援センター・児童相談所による三層構造の相談支援体制の更なる強化を図った。	
今後の取組みの方向性		・ケアニーズの高い子どもへの専門的な対応等を担うための人材育成や確保を図るとともに、地域のニーズを把握しながら、施設の高機能化、多機能化を推進する。	

(6) 一時保護改革に向けた取組み【計画P37～P38】

評価結果の 施策毎	具体的取組み		進捗状況
	1	一時保護体制の充実 ・令和3年度までに中央児童相談所管内及び八代児童相談所管内において一時保護専用施設（開放型）を設置済【再掲】	★
	2	一時保護所の環境整備、職員の育成 ・学習指導員を継続的に任用 ・各児童相談所において心理職による児童のグループ療法を実施 ・一時保護所内の職員研修を実施	➡
	3	子どもの権利擁護のための取組み ・一時保護開始時に子どもの権利ノート等を用いて児童福祉司による子どもへの丁寧な説明を実施 ・県に加えて、市の一時保護所においてもアドボケイトを導入	➡
	4	里親等への一時保護委託の推進 ・里親への一時保護委託を実施 ・里親へ一時保護委託の必要性を説明して受け入れ可能な里親リストを作成し、緊急的な一時保護委託にも対応できる体制を構築	➡
総合的な 評価	・県市の一時保護所においてアドボケイトの派遣による子どもの意見表明支援を開始し、子どもの権利擁護の取組みを推進した。 ・可能な限り、より開放的環境である里親等による一時保護委託を実施した。		
今後の取組 みの方向性	・一時保護児童の権利擁護を図るため、保護の理由や目的等を丁寧に説明するとともに、意見聴取や表明の機会を確実に確保する。 ・緊急的な一時保護に対応可能な受け皿を確保するため、短期だけでも受け入れ可能な里親の確保や、里親支援センターと児童相談所が連携し里親等への研修を行うなど、里親等への一時保護委託を推進する。		

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み【計画P39～P40】

評価結果の 施策毎	具体的取組み		進捗状況
	1	自立援助ホームの運営等の支援 ・自立援助ホーム設置希望者に対する説明や助言を実施し、令和6年度に4施設開設計14施設設置	➡
	2	社会的養護自立支援事業等の実施 ・施設の職業指導員や自立支援員が、NPO法人ブリッジフォースマイルと連携して、退所者への支援を実施	➡
	3	その他の取組み（情報提供等） ・中高生に自立支援に関する制度を周知するため、NPO法人ブリッジフォースマイルと連携し、説明・動機付けを実施 ・児童相談所の職員が職業指導員連絡会に参加し情報を共有	➡
総合的な 評価	・社会的養護自立支援事業や施設退所児童等自立支援事業を実施するとともに、関係機関と連携し、施設退所者等への継続的な支援を実施した。		
今後の取組 みの方向性	・改正児童福祉法に基づく、社会的養護自立支援拠点事業及び児童自立生活援助事業等の新たな自立支援の取組みを推進する。		

(8) 児童相談所の強化等に向けた取組み【計画P41～P43】

具体的取組み		進捗状況
施策毎の評価結果	1 職員配置 ・児童福祉司、児童心理司を増員し児童相談所の体制を強化 ・弁護士、医師、保健師、警察官等を配置	
	2 専門性向上、人材育成 ・SV研修等専門の研修を受講 ・法定研修に加え、外部研修への派遣等研修機会を充実	
	3 組織体制の見直し ・令和4年度までに八代児童相談所において、次長職及び総務担当職員を配置するとともに、施設班を配置して、体制を強化 ・令和5年度に熊本市児童相談所において、こども局創設に伴う部相当組織への改編により管理職を1名増員しマネジメント機能を強化	
	4 関係機関(警察、教育、医療機関等)、DV対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携 ・面前DVケースにおける女性相談センターとの連携、情報共有や、市区町村との連携のため、合同研修や実地研修を実施 ・現職警察官等を配置し、警察との連携した対応を実施するとともに、連携会議を年3回実施	
	5 子どもを社会で見守る体制の構築 ・11月に子どもの虐待防止を考えるシンポジウムやオレンジリボンサポーター養成研修を開催 ・虐待防止のポスター掲示やリーフレットの配布など啓発活動を実施	
総合的な評価	・現職警察官や警察官OBを配置して、警察との円滑な連携体制の強化を図った。 ・市町村との研修等を通して、児童相談所との役割分担を確認し、児童家庭支援センターの活用や、子ども家庭総合支援拠点の設置による体制強化を促進した。	
今後の取組みの方向性	・県における常勤弁護士等の配置や市における国の配置基準による職員配置を検討するとともに、関係機関との連携強化を図るため、研修等により相互の業務や役割の理解を深めていく。	

※「熊本県里親協議会」は、令和7年1月1日に「熊本県里親会」と名称を変更しました。